

第  
4989  
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 5月26日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 所得拡大促進税制の適用要件

**Q**：平成26年の税制改正で、所得拡大促進税制の適用要件が改正になったとか。どのようになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

所得拡大促進税制の適用要件は、平成26年度の税制改正で、適用年度とその前年度の平均給与等の比較対象が国内雇用者から継続雇用者で雇用保険法の一般被保険者に該当する者に変更され、次のようになりました。

- ①適用年度の国内雇用者に対する給与等が、平成25年3月期の国内雇用者に対する給与等より2%（平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度は3%）以上増加していること。
- ②適用年度の国内雇用者に対する給与等が、前期の国内雇用者に対する給与等以上であること
- ③適用年度の継続雇用者に対する平均給与等支給額が、前期の継続雇用者に対する比較平均給与等支給額を超えること

この場合の継続雇用者とは、適用年度及びその前年度に給与等の支給を受けた国内雇用者をいうとされていますので、適用年度と前年度の全期間について給与の支給を受けた者だけでなく、前期に中途入社した者や当期に退職した者についても一般被保険者に該当していれば対象に含まれることになります。

